

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金109,615円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和2年2月3日

(2) 事故発生場所

米子市淀江町西原地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、同車両の右後輪タイヤが破損し、路上に同タイヤの破片を剥落させたことにより、後方から進行してきた和解の相手方使用の普通乗用自動車に同破片が衝突し、同車両が破損したものである。